

図書館要覧

令和3年度



吉見町立図書館

目 次

1. 沿 革	1
2. 令和3年度図書館運営計画	3
3. 令和3年度図書館事業計画	4
4. 図書館協議会	5
5. 令和2年度蔵書及び利用状況	6
(1) 蔵書数	
(2) 年間利用状況	
(3) 月間利用状況	
(4) 図書館サービス指標	
6. 令和2年度事業報告	8
7. 資料収集方針	9
8. 図書館関係条例・規則	11
9. 図書館利用案内	14

1. 沿革

- 昭和28年 東吉見村役場に県立図書館の移動図書館（「県立駐車場」という。）設置
昭和29年 ≪旧4ヶ村合併して吉見村となる≫
昭和30年 吉見村役場に県立駐車場設置
昭和43年 東第二小学校に県立駐車場設置
昭和45年 西小学校・北小学校県立駐車場
（県立駐車場・全村で4ヶ所となる）
昭和47年 ≪町制施行≫
昭和51年 西小学校からひばりヶ丘団地へ県立駐車場を変更
昭和55年 1月 東公民館・ボランティアによる図書貸し出し開始
昭和56年 吉見町立図書館設置条例を制定し、中央公民館に図書室を設置
" ひばりヶ丘団地から西公民館へ県立駐車場を変更
昭和58年 4月 南公民館・ボランティアによる図書貸し出し開始
昭和59年 4月 石川俊良氏館長就任
10月 西公民館・ボランティアによる図書貸し出し開始
昭和60年 2月 町立図書館完成（鉄筋コンクリート2階建722㎡）
吉見町大字中新井497番地（条例の改正）
5月5日 開館
8月 図書館協議会発足
昭和61年 3月 図書館・ボランティアの協力による「おはなし会」開始
" 吉見町役場・北小学校の県立駐車場廃止
4月 岡安忍教育長・館長に就任
昭和62年 6月 北公民館ボランティアによる図書貸し出し開始
昭和63年 11月 移動図書館車「ブックシャトルひばり」運行開始
平成5年 1月 視聴覚資料の貸し出し開始
平成6年 7月 コンピューター導入
平成7年 5月 開館10周年記念式典
10月 小野川秀雄教育長・館長に就任
平成8年 4月 比企広域市町村圏内公共図書館相互利用開始
平成9年 4月 移動図書館車「ブックシャトルひばり」休止
9月 団体貸し出し開始
平成11年 6月 比企広域市町村圏内相互貸借巡回車運行開始
7月 新コンピューターシステム運用開始
平成12年 4月 朗読サービス開始
平成13年 4月 ビデオ館内視聴サービス開始
平成14年 4月 YOSHIMI ブックスタート開始
平成15年 4月 開館時間延長（午前10時開館）
平成16年 7月 新コンピューターシステム運用開始
10月 図書館増築基本設計着手
平成17年 5月 子ども読書推進計画策定委員会発足
平成17年 11月 開館20周年記念誌発行
平成18年 9月 子どもの読書環境の整備（ブックリスト製作・提供）
平成19年 4月 開館時間延長（午前9時30分開館）

平成20年	4月	館内整理日の変更（毎月第4木曜日）
平成20年	7月	他機関との連携による絵本講座（育児サロン）
平成21年	4月	久保田幸夫教育長・館長に就任
平成23年	7月	新コンピューターシステム運用開始
	7月	図書館空調設備修繕
	10月	ホームページリニューアル
平成24年	3月	図書館設置条例・運営規則の一部改正（図書館協議会任命基準関連）
平成26年	11月	子育て支援センターへ団体貸出開始
平成27年	4月	開館30周年記念「読書貯金通帳」「スタンプカード」配布
平成27年	11月	開館30周年記念企画「ブックツリー」の展示
平成28年	4月	祝日開館を開始
	10月	図書館等複合施設建設検討委員の公募実施
	11月	第1回図書館等複合施設建設検討委員会開催、委嘱状の交付
平成29年	1月	第2回図書館等複合施設建設検討委員会開催
	2月	第3回図書館等複合施設建設検討委員会県外視察研修 （長野県小布施町立図書館「まちとしょテラソ」）
	3月	第4回図書館等複合施設建設検討委員会開催
	5月	第5回図書館等複合施設建設検討委員会開催
	8月	図書館等複合施設設計業務委託指名型プロポーザル審査会開催
	10月	第6回図書館等複合施設建設検討委員会開催
	11月	第7回図書館等複合施設建設検討委員会開催
平成30年	1月	第8回図書館等複合施設建設検討委員会開催
	4月	大澤幸正教育長・館長に就任
	5月	図書館等複合施設に関するワークショップ開催
	6月	中学生との図書館等複合施設に関するワークショップ開催
	8月	夏季限定開館時間延長（3日間）
	9月	第9回図書館等複合施設建設検討委員会開催
	11月	第10回図書館等複合施設建設検討委員会県外研修 （栃木県茂手木町立図書館「ふみの森もてぎ」）
平成31年	1月	第11回図書館等複合施設建設検討委員会開催
	2月	吉見町図書館等複合施設管理運営計画策定
令和元年	7月	第12回図書館等複合施設建設検討委員会開催
	8月	夏季限定開館時間延長（19日間）
	10月	セカンドブック事業開始
	11月	第13回図書館等複合施設建設検討委員会及び図書館協議会合同視察研修 （埼玉県三郷市立早稲田図書館、白岡市立図書館）
令和2年	1月	第14回図書館等複合施設建設検討委員会開催
令和2年	6月	図書館等複合施設建設工事着工
	7月	図書館等複合施設建設安全祈願祭
	10月	図書館システム更新
令和3年	1月	第15回図書館等複合施設建設検討委員会開催
令和3年	3月	第二次吉見町子ども読書活動推進計画策定 図書等複合施設正式名「図書交流館」、愛称「ぷらっとよしみ」決定
令和3年	4月	久保田秀至氏館長に就任 図書交流館完成（鉄筋コンクリート2階建1499.69㎡） 吉見町大字中新井500番地1（条例の改正）
	7月17日	図書交流館内覧会開催
	〃	第16回図書館等複合施設建設検討委員会開催
	7月21日	図書交流館開館記念式典開催
	7月22日	図書交流館開館

2. 令和3年度 図書館運営計画

(1) 基本方針

吉見町第6次総合振興計画に基づき、いつでも、どこでも、誰でも様々な学びができる場の提供及び支援を行い、図書館運営および読書推進を図ります。

「人と本（情報）」が会うことにより、読書と知識、知恵を獲得し拡充することの楽しさと喜び、そして心の豊かさを醸成するとともに、新しい発見と継続した学習を通して自らを高めていく環境を整え、読書活動や学習活動の推進を図るため事業を実施します。

また、各生涯学習施設や公共施設との連携を密にするとともに、特に公民館との連携事業を推進し、学びの機会の充実に努めます。

3. 令和3年度 図書館事業計画

(1) 事業計画

・ 社会の変化や利用者のニーズを踏まえ、さまざまな分野の図書資料などを収集、保存、提供します。

・ 読書に親しむ機会を提供するための講座を開催したり、本の展示などを行います。

・ 地域の情報や郷土の歴史など郷土の情報を発信します。

・ 子どもの読書を推進するため、児童書の充実に努めるとともに、ブックスタートやおはなし会など、本とふれあう機会をつくり、学校との連携を深め読書の普及に努めます。

・ 読書活動を支援する人材を育成するため、読み聞かせ等のボランティア養成講座を開催するとともに、その成果を生かすことができる場の提供に努めます。

・ 複合施設等で行われるイベントに関連した本のコーナーなどを設置し、各施設等と連携します。

(2) 令和3年度図書館事業計画について

	事業名	内容等	備考
幼児・児童	おはなし会・ララタイム	ボランティアの協力による、本の読み聞かせ・ストーリーテリング等	
	YOSHIMIブックスタート	乳児4・10ヶ月検診時絵本の読み聞かせ	保健センター共催事業
	セカンドブック	就学児童へ15冊のリストから自分で選んだ本を贈呈	
	出張おはなし会	学校でのおはなしかい・ブックトーク等	
	図書館の仕事体験	貸出・返却や書庫ツアーなど	
	夏休みおもしろ科学教室 夏休み図書コーナー	科学的思考に基づく工作等の実施と夏休み図書コーナーの設置	公民館との共催事業
	心の朗読講座	外部講師による朗読	
	新入学児童・生徒向けPR資料等の作成・配布	利用案内・利用カードの配布（小学校）	
	ブックリスト『どの本よもうかな23』の作成・配布	小中学生にすすめる図書の紹介冊子を作成し、夏休み前に配布（全児童・生徒）	
一般	朗読講座	一般利用者・朗読ボランティア向け朗読講座	
	図書館ボランティア講座	絵本の読み聞かせ等を指導し良き読み手を育成する（ブックトーク・学校等での読み聞かせボランティアの育成）	
	趣味・教養等の講座	趣味・教養等の講座	
	吉見の歴史探訪	吉見の歴史に関する資料の展示	公民館との共催事業
	平和記念資料展	世界平和に関する資料の展示	公民館との共催事業
	国際理解・交流展	国際理解に関する資料の展示	公民館との共催事業
	防災展	地域防災に関する資料の展示	公民館との共催事業
その他	読書記録帳の配布	通帳型の読書記録帳の配布	
	スタンプカードの配布 オリジナルしおりの配布	スタンプを集めて図書交流館の開館記念バッグを贈呈、貸出時しおりを配布	
	夏休み期間限定開館時間延長	7月25日～8月31日までの平日の閉館時間を午後7時までとする。	
	団体貸出	各学校・施設へコンテナで貸出（学校はクラス単位）	
	蔵書点検・館内整理	未返却・不明本等の蔵書確認及び館内整理	
	館内個人視聴サービス	館内における視聴覚資料の個人視聴サービス	
	朗読サービス	対面朗読	
	図書館協議会	図書館の運営についての協議を行う	

4. 図書館協議会

図書館の運営に関し、館長の諮問に応じ、また図書館の行う図書館サービスにつき館長に対して意見を述べる機関として図書館協議会が設置されている。

図書館協議会は会議を開催し、図書館の運営、サービスについて意見を述べるものとする。

選出区分	氏名	備考
条例第5条	芳村一良	図書部長（南小学校）
〃	岩田伸史	南小学校PTA会長
〃	小池幸	社会教育委員
〃	沖田澄江	◎ 学識経験者
〃	田村恵子	○ 〃
〃	勝田延子	〃
〃	大澤祥子	〃

◎ 委員長 ○ 副委員長

任期は令和5年3月31日まで

- 選出区分
- 学校教育関係者
 - 社会教育関係者
 - 家庭教育関係者
 - 学識経験者

5. 令和2年度 蔵書及び利用状況

(1) 蔵書数

分類	令和2年3月末 冊数	令和2年度		令和3年3月末現在		
		除籍冊数	受入冊数	冊数	割合%	
一般	0 総記	1,614	68	21	1,567	1.6
	1 哲学	2,132	384	15	1,763	1.8
	2 歴史	4,263	58	84	4,289	4.4
	3 社会科学	5,980	376	117	5,721	5.9
	4 自然科学	3,695	3	89	3,781	3.9
	5 工学・技術	4,952	9	115	5,058	5.2
	6 産業	1,572	6	29	1,595	1.7
	7 芸術	3,515	20	163	3,658	3.8
	8 言語	728	4	22	746	0.8
	9 文学	30,512	472	772	30,812	31.9
小計	58,963	1,400	1,427	58,990	61.1	
児童	E・J・K 児童書	36,978	303	849	37,524	38.9
	小計	36,978	303	849	37,524	38.9
合計	95,941	1,703	2,276	96,514	100.0	
視聴覚	C D	2,410	0	6	2,416	65.4
	D V D	839	0	19	858	23.2
	ビデオ	2	0	0	2	0.1
	レコード	0	0	0	0	0.0
	カセット	419	0	0	419	11.3
合計	3,670	0	25	3,695	100.0	

※ 雑誌の除籍冊数は1,130冊である。

(2) 年間利用状況

【平成31年4月1日～令和2年3月31日】

- i. 開館日数 188 日
- ii. 登録者数(累計) 16,212 人 【昭和60年5月5日から】
(有効登録者数 5,535 人)
- iii. 貸出延人数 5,638 人
- iv. 一日当たり平均貸出人数 29.98 人
- v. 貸出冊数 44,264 冊

分類別内訳		冊数	割合(%)
一般書	0 総記	135	0.3
	1 哲学	211	0.5
	2 歴史	639	1.4
	3 社会科学	578	1.3
	4 自然科学	669	1.5
	5 工学・技術	1,531	3.5
	6 産業	339	0.8
	7 芸術	412	0.9
	8 言語	111	0.3
	9 文学	9,533	21.5
その他	120	0.3	
小計	14,278	32.3	
その他	E・J・K 児童書	26,508	59.9
	M 雑誌	2,281	5.2
	視聴覚資料	1,197	2.7
合計	44,264	100.0	

(3)月別利用状況

貸出冊数の分類別内訳

令和2年度

分類	月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計
0	総記	13	6	13	8	19	14	7	22	13	15	2	3	135
1	哲学	13	9	21	18	43	20	21	27	14	17	5	3	211
2	歴史	50	29	35	47	100	42	90	100	57	49	14	26	639
3	社会科学	45	33	67	59	108	49	51	61	55	37	8	5	578
4	自然科学	23	33	66	68	150	48	94	75	53	32	4	23	669
5	工学技術	103	99	127	146	174	110	199	215	210	108	30	10	1,531
6	産業	20	23	28	45	42	28	25	60	42	20	1	5	339
7	芸術	52	26	30	53	55	20	35	53	45	25	11	7	412
8	語学	4	16	12	20	16	12	8	12	3	7	1	0	111
9	文学	730	469	912	994	1,221	778	1,240	1,032	1,130	669	145	213	9,533
J	児童	478	701	1,185	3,450	4,777	1,030	3,870	3,803	1,362	2,951	175	2,352	26,134
K	紙芝居	6	12	17	31	68	15	71	64	22	36	4	28	374
M	雑誌	122	131	182	279	238	137	355	340	242	178	9	68	2,281
	その他	12	12	24	17	15	12	8	5	5	7	1	2	120
	図書合計	1,671	1,599	2,719	5,235	7,026	2,315	6,074	5,869	3,253	4,151	410	2,745	43,067
A	CD・カセット	39	14	84	37	63	38	114	115	93	22	0	3	622
V	DVD・ビデオ	32	20	50	56	90	57	86	92	64	27	0	1	575
	視聴覚合計	71	34	134	93	153	95	200	207	157	49	0	4	1,197
	総合計	1,742	1,633	2,853	5,328	7,179	2,410	6,274	6,076	3,410	4,200	410	2,749	44,264
	開館日数	6	9	25	25	26	18	26	24	22	7	0	0	188

貸出利用人数・来館者数

	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計
男	90	66	158	163	193	117	235	284	225	124	34	39	1,728
女	141	110	296	319	397	217	439	497	419	245	63	60	3,203
団体等	17	16	17	79	128	33	124	89	22	75	8	99	707
合計	248	192	471	561	718	367	798	870	666	444	105	198	5,638
2階学習室	0	0	0	0	0	0	37	59	40	10	0	0	146
登録人数	1	32	6	26	5	3	14	12	12	2	0	0	113
平均貸出冊数(図書/人数)	7	9	6	11	12	7	9	8	5	11	4	28	9
来館者数	238	209	465	486	670	344	797	855	825	316	0	0	5,205

(4)図書館サービス指標

(人口は令和3年4月1日現在)

1.登録率	$\frac{\text{有効登録者数}}{\text{人口}} = \frac{5,535}{18,521} \times 100 = 29.88\%$	
2.実質貸出密度	$\frac{\text{貸出冊数}}{\text{有効登録者数}} = \frac{44,264}{5,535} = 8.0\text{冊}$	
3.町民一人あたりの貸出冊数	$\frac{\text{貸出冊数}}{\text{人口}} = \frac{44,264}{18,521} = 2.4\text{冊}$	県平均 3.75冊
4.町民一人あたりの蔵書冊数	$\frac{\text{蔵書冊数}}{\text{人口}} = \frac{96,514}{18,521} = 5.2\text{冊}$	県平均 3.19冊
5.町民一人あたりの図書等購入費(※)	$\frac{\text{図書等購入費}}{\text{人口}} = \frac{4,374,637}{18,521} = 236\text{円}$	県平均 151円

※図書等購入費は図書のほか視聴覚資料を含む

6. 令和2年度図書館事業報告

月日	事業内容	場所	備考	
4月	4/8(水)~5/21(木)	緊急事態宣言に伴う臨時休館		
	17日(金)	出張 読み聞かせ	南小学校 児童10人	
	20日(月)	出張 読み聞かせ	南小学校 児童10人	
	22日(水)	出張 読み聞かせ	南小学校 児童10人	
		ケアハウスよしみの 団体貸出	町内施設 120冊	
	24日(金)	出張 読み聞かせ	南小学校 児童8人	
	28日(火)	出張 読み聞かせ	南小学校 児童10人	
30日(木)	出張 読み聞かせ	北小学校 児童1人		
	団体貸出	中学校 13学級		
5月	1日(金)	出張 読み聞かせ	南小学校 児童4人	
	19日(火)	出張 読み聞かせ	南小学校 児童3人	
		出張 読み聞かせ	東第一小学校 職員9人	
	21日(木)	出張 読み聞かせ	南小学校 児童4人	
		出張 読み聞かせ	東第一小学校 職員6人	
22日(金)	完全予約制による貸出サービス開始			
27日(水)	団体貸出	中学校・子育て支援センター	13学級 +50冊	
6月	3日(水)	図書館システム説明会	町民体育館2階研修室 建設検討委員長、副委員長、図書館協議会委員長	
	9日(火)	YOSHIMIブックスタート(臨時4月分)	保健センター 親子10組20人	
	18日(木)	比企地区公共図書館協議会	東松山市 職員1名	
	23日(火)	YOSHIMIブックスタート	保健センター 親子10組20人	
	24日(水)	団体貸出	子育て支援センター	50冊
		16mmフィルム講習会	県立熊谷図書館	職員1人
30日(火)	第1回図書館協議会	町民体育館2階研修室	協議会委員7人+職員2人	
7月	3日(金)	第2回図書主任会議	東第二小学校 図書主任+職員1人	
	7日(火)・8日(水)	団体貸出	各小中学校 47学級	
	9日(木)	図書館等複合施設建設安全祈願祭	図書館等複合施設 建設検討委員、来賓	
	28日(火)	どの本読もうかなNo.22配布	各小中学校 児童・生徒1,042人	
8月	1日(土)~30日(日)	夏季限定「本の福袋」	図書館 延べ217袋 651冊	
	4日(火)~23日(日)	人権パネル展・人権関連ブック貸出	図書館 総務課主催	
	11日(火)	YOSHIMIブックスタート	保健センター 親子8組16人	
	20日(木)	中学生ボランティア講座	町民体育館2階研修室 中学生11人	
	27日(木)	団体貸出(ケアハウスよしみの・保健センター・徳友館・子育て支援センター)		50冊×4施設
	28日(金)	団体貸出	各小中学校	47学級
9月	1日(火)~13日(日)	夏季限定「本の福袋」	図書館 延べ54袋 162冊	
	22日(火)~27日(金)	図書館システム更新作業 特別整理期間(蔵書点検)	図書館 職員・会計年度職員	
10月	7日(水)	ブックトーク講座 1回目	図書館 参加者3人	
	9日(金)	ブックトーク講座 2回目	図書館 参加者3人	
	19日(月)	セカンドブック事業 説明	町民体育館 対象者105人 職員2人	
	20日(火)	北小1~3年生ブックトーク	北小学校 ボランティア2人	
	22日(木)	北小4~6年生ブックトーク	北小学校 ボランティア2人+職員1人	
		団体貸出	各小中学校	47学級および各施設
	子育て支援センター・ケアハウスよしみの 団体貸出		各施設	50冊、60冊
	23日(金)	東第二小学校図書館見学	図書館 児童7人+引率2人	
27日(火)	YOSHIMIブックスタート	保健センター 親子8組16人		
11月	5日(木)	北小学校図書館見学	児童18人+引率2人	
	12日(木)	ララタイム~小さい子のおはなし会~	図書館 親子1組3人	
	26日(木)	団体貸出	各小中学校	47学級および各施設
		子育て支援センター・ケアハウスよしみの 団体貸出	各施設	50冊、60冊
29日(日)	古典講座①	図書館 受講者6人		
12月	10日(木)	ララタイム~小さい子のおはなし会~	図書館 親子1組3人	
	13日(日)	古典講座②	図書館 受講者6人	
	16日(水)	第2回図書館協議会	町民体育館2階研修室 協議会委員7人+職員2人	
1月	5日(火)~11日(月)	新春本の福袋	図書館 延べ60袋180冊	
	1/12(火)から3/21(日)まで当面の間新型コロナウイルス感染拡大防止のため臨時休館3/21から移転に伴う休館			
	28日(木)	団体貸出	各小中学校 47学級および各施設	
子育て支援センター・ケアハウスよしみの 団体貸出		各施設	50冊、60冊	
2月	2/2(火)~14(日)まで第二次吉見町子ども読書活動推進計画(素案)についてパブリックコメント募集			
	9日(火)	YOSHIMIブックスタート	保健センター 親子10組20人	
	17日(水)	第3回図書館協議会	町民体育館2階研修室 協議会委員7人+職員2人	
	18日(木)	第15回図書館等複合施設建設検討委員会	町民体育館2階研修室 検討委員14人+職員5人	
	25日(木)	団体貸出	小学校	35学級
子育て支援センター・ケアハウスよしみの団体貸出		各施設	50冊、60冊	
3月	1/12(火)から3/21(日)まで当面の間新型コロナウイルス感染拡大防止のため臨時休館 3/22(月)から移転に伴う休館			

7. 資料収集方針

1. 目的

当館の運営方針を十分に達成するため必要な図書資料の収集につとめる。

2. 基本方針

図書館の機能をはたすため、社会的な動向に十分配慮して、広く町民の文化・教養・調査研究・趣味等に資する資料を収集する。

3. 選定基準

1) 一般図書

- ① 全分野にわたり、基本的・入門的な図書を収集する。
- ② 最新の出版情報により新刊書を計画的に収集する。
- ③ 貸出記録・統計の吟味・分析により収集する。
- ④ 町民の文化・教養・レクリエーション等に資する生活情動的な図書を収集する。

2) 参考図書

町民の日常の調査・研究のために必要な辞典・事典・目録・書誌を幅広く体系的に収集する。

3) 一般図書の選定基準は次のとおりとする。

① 総記

百科事典および年鑑は、正確な知識と最新の情報が盛り込まれたものであること。

② 哲学

ア. 宗教は代表的な宗教の概説書であること。

イ. 易占・心霊研究は、興味本位でなく科学的な立場から記述されたものであること。

③ 歴史

ア. 歴史は日本各地諸外国の主要なもの。

イ. 伝記は各時代の代表的な人物の行動や業績が歴史的・社会的背景の中で適切に描かれているもので、写真・年表にも留意するものであること。

④ 社会科学

ア. 社会の仕組み・人間関係・民俗・職業等について正確な知識や情報が盛り込まれたもの。

イ. 戦争を扱った作品は公正な立場で記述されたもの。

ウ. 戦争を著しく賛美する傾向のものは受け入れない。

⑤ 自然科学

ア. 自然と人間の関わり的重要性について配慮したものであること。

イ. 実験・観察本は、結果だけでなく過程や考え方を重視しているものであること。

ウ. 性の本は、科学的・医学的に正しい知識に基づいたものであること。

⑥ 技術

公害・エネルギー関係については公正な立場で書かれたものであること。

⑦ 産業

各産業について基本的な知識が得られるような概説書であること。

⑧ 芸術

ア. 基礎的な鑑賞入門・実技指導書であること。

イ. スポーツは、基礎的な実技指導書・規則記録等について正確かつ安全であること。

ウ. 伝承遊びの本は、各分野のものであること。

⑨ 言語

辞典は、正確さ・使いやすさに定評があること。

⑩ 文学

適切な挿絵や文章表現に配慮した作品であること。

☆収集しないもの

ア. 高度な専門書・学術書・学習参考書・各種試験問題集・テキストは原則として収集しない。

イ. 洋書・海外資料は原則として収集しない。ただし、国際案内資料などは必要に応じて収集する。

4) 児童用資料

児童用資料は児童・青少年が読書の楽しみを発見し、読書習慣の形成と継続に役立つよう各分野の資料を広く収集する。

<逐次刊行物>

ア. 新聞（11紙）

朝日新聞・読売新聞・毎日新聞・サンケイ新聞・日本経済新聞・東京新聞・埼玉新聞・日本農業新聞・スポーツニッポン・週刊読書人・しんぶん赤旗（寄贈）

イ. 雑誌（60誌）

	タイトル	刊行	備考
ア行			
1	明日の友	隔月	
2	家の光	月刊	
3	With（ウィズ）	月刊	
4	栄養と料理	月刊	
5	NHK短歌	月刊	
6	NHK俳句	月刊	
7	オール読物	月刊	
カ行			
8	きょうの健康	月刊	
9	暮らしの手帖	隔月	
10	クロワッサン	隔週	
11	芸術新潮	月刊	
12	月刊クーヨン	月刊	
13	現代農業	月刊	
14	子どもの科学	月刊	
15	こどものとも	月刊	
16	こどものとも012	月刊	
17	こどものとも年少版	月刊	
18	こどものとも年中向き	月刊	
19	この本読んで！	季刊	
20	ゴルフダイジェスト	月刊	
21	碁ワールド	月刊	
サ行			
22	埼玉新聞縮刷版	月刊	
23	サッカーダイジェスト	隔週	
24	サライ	月刊	
25	3分クッキング	月刊	
26	JTB時刻表	月刊	
27	週刊新潮	週刊	
28	週刊東洋経済	週刊	
29	週刊文春	週刊	
30	趣味の園芸	月刊	
31	将棋世界	月刊	
32	小説現代	月刊	
33	小説新潮	月刊	
34	すてきにハンドメイド	月刊	
35	スポーツグラフィックナンバー	隔週	

	タイトル	刊行	備考
タ行			
36	たくさんのふしぎ	月刊	
37	旅の手帖	月刊	
38	ちゃぐりん	月刊	
39	つり人	月刊	
ナ行			
40	ナショナルジオグラフィック	月刊	
41	日経PC21	月刊	
42	日経ヘルス	月刊	
43	日本児童文学	隔月	
44	Newton	月刊	
ハ行			
45	Fishing Cafe	季刊	寄贈
46	PHP	月刊	
47	婦人画報	月刊	
48	婦人公論	隔週	
49	婦人之友	月刊	
50	プレジデント	隔週	
51	フローリスト	月刊	新規
52	文藝春秋	月刊	
マ行			
53	Mart	月刊	
54	モノマガジン	隔週	
ヤ行			
55	やさいの時間	月刊	
56	山と溪谷	月刊	
ラ行			
57	LEE	月刊	新規
58	歴史人	月刊	

8. 図書館関係条例・規則

○吉見町立図書館設置条例

昭和60年3月16日

条例第3号

改正 平成24年3月6日条例第5号

令和3年3月15日条例第4号

吉見町立図書館設置条例（昭和56年吉見町条例第3号）の全部を改正する。

（設置）

第1条 吉見町は、図書館法（昭和25年法律第118号）第1条の目的を達成するために、同法第10条の規定に基づき、吉見町立図書館（以下「図書館」という。）を設置する。

（名称及び位置）

第2条 図書館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
吉見町立図書館	吉見町大字中新井500番地1

（職員）

第3条 図書館に館長及び司書その他必要な職員を置く。

（図書館協議会）

第4条 図書館に図書館協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2 協議会は、図書館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館奉仕につき館長に対して意見を述べるものとする。

（協議会の委員）

第5条 協議会の委員（以下「委員」という。）は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から教育委員会が任命する。

2 委員の定数は、7人とし、その任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委任）

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

この条例は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月6日条例第5号）

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月15日条例第4号）抄

（施行期日）

1 この条例は、規則で定める日から施行する。

（令和3年規則第10号で令和3年5月1日から施行）

○吉見町立図書館運営規則

昭和60年3月28日

教委規則第2号

改正 昭和63年10月31日教委規則第3号

平成4年11月30日教委規則第8号

平成15年2月27日教委規則第2号

平成19年2月23日教委規則第1号

平成20年3月31日教委規則第4号

平成24年3月6日教委規則第5号

平成28年3月23日教委規則第1号

令和3年4月30日教委規則第3号

(目的)

第1条 この規則は、吉見町立図書館設置条例（昭和60年吉見町条例第3号）の施行について必要な事項を定めることを目的とする。

(開館時間及び休館日)

第2条 吉見町立図書館（以下「図書館」という。）の開館時間及び休館日は、次のとおりとする。ただし、吉見町教育委員会（以下「教育委員会」という。）が必要と認めるときは、これを変更することができる。

(1) 開館時間、午前9時から午後6時まで

(2) 休館日

ア 月曜日。ただし、月曜日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下この条において「休日」という。）に当たるときは、その日後において最も近い休日でない日とする。

イ 12月27日から翌年の1月4日までの日

ウ 館内整理日（毎月第4木曜日（その日が休日に当たるときは、その日後において最も近い休日でない日））

エ 特別整理日（7日以内とし、年2回）

(利用者の登録)

第3条 図書館資料（図書資料及び視聴覚資料をいう。）を借り受けようとする者は、登録をしなければならない。

(氏名及び住所変更)

第4条 登録者の氏名又は住所を変更したときは、直ちにその旨を届け出なければならない。

(貸出及び期間)

第5条 図書館資料の貸出しは、館長の許可を得て借り受けることができる。

2 図書館資料の貸出期間は、14日以内とする。

(貸出し、閲覧資料の返納)

第6条 図書館資料を返納する場合は、係員の確認を受けなければならない。

(損害の弁償)

第7条 利用者が図書館資料若しくは設備器具等をき損又は紛失した時は、現品又は相当の代価をもって弁償しなければならない。ただし、不可抗力による場合はこの限りではない。

(図書館利用の制限)

第8条 この規則に違反若しくは指示に従わない者に対して、図書館資料の貸出し又は閲覧を停止し、又は禁止することができる。

(移動図書館)

第9条 町内を巡回して、図書資料の貸出しその他の図書館奉仕を行うため移動図書館を設置する。

(駐車場)

第10条 移動図書館の駐車場は、教育長の承認を得て館長があらかじめ設置するもののほか、地域の申請に基づいて館長が指定する。

(移動図書館の利用)

第11条 移動図書館の利用は第3条から第8条の規定を準用する。

2 移動図書館の図書資料の貸出期間は、次の巡回日までとする。

(図書館協議会の委員長)

第12条 図書館協議会に委員長1名、副委員長1名を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選とする。

3 委員長は、会務を掌握し、委員長に事故あるときは副委員長がこれを代理する。

(委任)

第13条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和63年10月31日教委規則第3号)

この規則は、昭和63年11月1日から施行する。

附 則 (平成4年11月30日教委規則第8号)

この規則は、平成4年12月1日から施行する。

附 則 (平成15年2月27日教委規則第2号)

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年2月23日教委規則第1号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年3月31日教委規則第4号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年3月6日教委規則第5号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月23日教委規則第1号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年4月30日教委規則第3号)

この規則は、令和3年5月1日から施行する。

9. 図書館利用案内

開館時間	火～土・日・祝日 午前9時～午後6時
休館日	毎週月曜日（月曜日が祝日の場合は翌平日） 第4木曜日《館内整理日》（祝日の場合は翌日） 年末年始（12月27日～翌年1月4日まで） 特別整理期間（年2回）

★ 本を借りるときは

- (1) はじめて本を借りる人は、利用カードを作成してください。
- (2) 借りる本と利用カードを一緒にカウンターに出してください。
※ カードを紛失したときは、カウンターの職員に申し出てください。

★ 本を返すときは

- (1) レシートに日付が書いてありますので、その日までに返してください。
（貸出期間は、本・雑誌・視聴覚資料は2週間となります。）
- (2) 閉館している時の返却は、図書館出入り口の返却ポストへ入れてください。
※ 視聴覚資料は、ポストには入れないで必ずカウンターに返却してください。

★ 本がないときは

- (1) 当館にない本で読みたい本があるときは、リクエストカードに記入してカウンターの職員に渡してください。（後日連絡します。）
- (2) 借りたい本がすでに貸し出されているときは、予約カードに記入して職員に渡してください。
本が戻ったら連絡します。

★ 本が期限を過ぎても戻らないときは

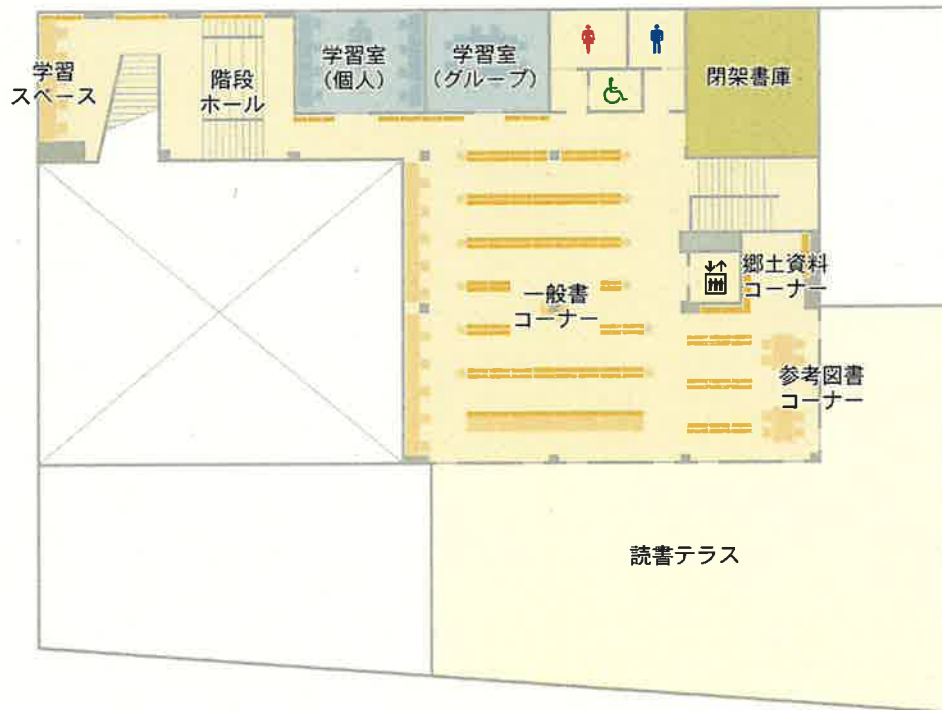
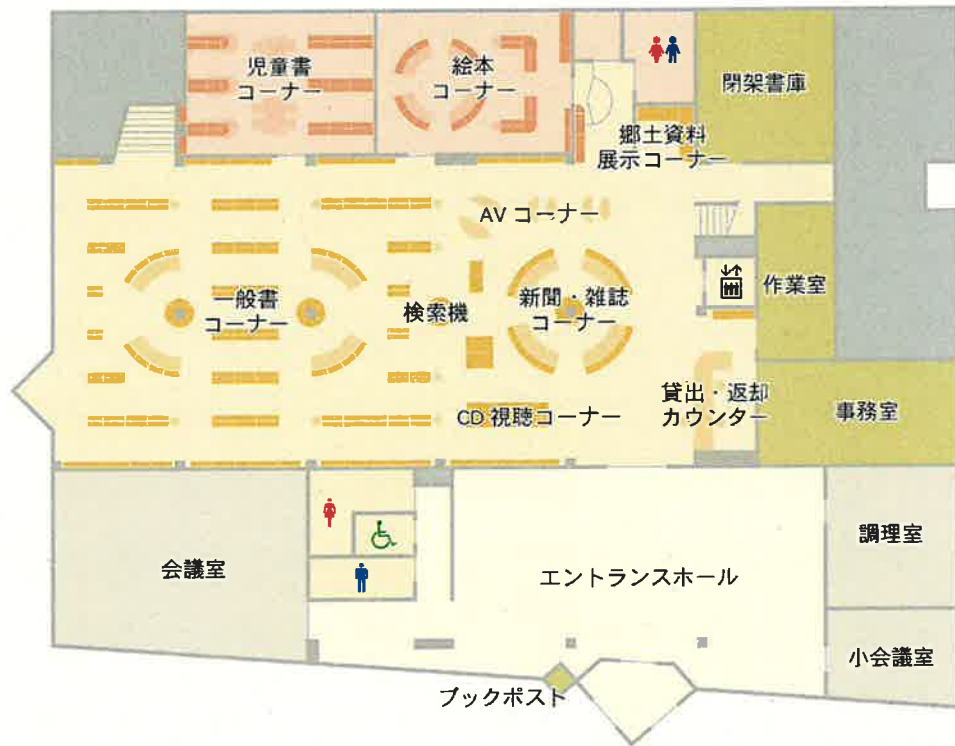
図書館の本をできるだけ多くの方々に利用していただくために、返却日を過ぎても返却されなかった場合には、電話かハガキで督促します。

なお、返却期間を60日以上過ぎた場合、利用が制限されます。この利用制限は該当する図書資料等の返却が確認でき次第解除となります。

★ 資料を紛失・汚破損してしまったときは

弁償して頂く場合がありますので、図書館の資料は大切に取扱ってください。

図書交流館平面図



吉見町町民憲章

昭和五十九年七月二十八日制定

わたくしたちは、みどり豊かな自然に恵まれ、
由緒ある歴史と伝統にはぐくまれた吉見町を愛し、
より明るく住みよい町をつくるため、町民憲章を定めます。

一 自然を守り

環境をととのえ
きれいな町にしよう

一 歴史を愛し

文化を育て
心ゆかたな町にしよう

一 産業を伸ばし

勤労を尊び
活力ある町にしよう

一 人権を尊重し

福祉をすすめ
住みよい町にしよう

一 スポーツを愛し

心身をきたえ
明るい町にしよう

令和3年度 図書館要覧

編集・発行 吉見町立図書館

〒355-0119

埼玉県比企郡吉見町大字中新井500番地1

TEL 0493-54-1517

FAX 0493-54-2031

<http://www.library.yoshimi.saitama.jp/>